

令和8年度地方自治体における情報システム（生活保護） の標準仕様書改定に向けた調査研究業務一式 第1回検討会 議事概要

日 時：令和8年5月8日（金） 14:00～15:30

場 所：対面（アビームコンサルティング本社会議室）・オンライン開催（Zoom）

出席者（敬称略）：

（構成員）

武蔵大学社会学部教授 庄司昌彦氏、地域情報化研究所 代表取締役 後藤省二氏、横浜市、仙台市、柏市、横須賀市、中野区、新宿区、武蔵野市、豊後大野市、群馬県

（オブザーバー）

北日本コンピューターサービス株式会社、富士通 Japan 株式会社、株式会社アイネス、株式会社 IJC、株式会社法研、株式会社熊本計算センター、総務省、デジタル庁、厚生労働省社会・援護局保護課、厚生労働省社会・援護局保護課自立推進・指導監査室、厚生労働省大臣官房情報化担当参事官室

（事務局）

アビームコンサルティング株式会社（以下、アビーム）

【議事次第】

1. 開会
2. 議事
 - （1）出席者紹介
 - （2）令和7年度の検討の振り返り
 - （3）令和8年度検討会実施概要の説明
3. 閉会

【配布資料】

資料1 第1回生活保護システム等標準化検討会 事務局資料

資料2 構成員名簿

【参考資料】

参考資料1 移行後の経過措置（一部機能の移行後の実装等について）

参考資料2 一部機能経過措置の対象機能の標準化基準上の取扱いに係る検討方針について

参考資料3 令和8年度移行の標準仕様書・標準化基準の改正スケジュール（標準モデル）

【議事概要】

<主な意見交換の概要>

■議事(1)について

- 特段意見なし。

■議事(2)について

- 特段意見なし。

■議事(3)について

- 参考資料2「一部機能経過措置の対象機能の標準化基準上の取扱いに係る検討方針について」P.4において、「一部機能経過措置の対象機能等の見直しに係る改定対応については、原則、令和8年度中に検討し、令和9年1月末の標準仕様書の改定に反映すること」と記載されているが、本内容と特定移行支援システムの移行期限との関係性について共有してほしい。(後藤省二氏)
 - 当該記載は一部機能経過措置の対象機能に係る標準仕様書への反映時期を示したものであり、特定移行支援システムの移行期限とは異なる論点である。(庄司昌彦氏)
 - 特定移行支援システムについては、概ね5年を目途に移行することとして基本方針を整理している。そのため、令和12年度末までに現行システムが標準準拠システムに移行できるよう引き続き支援を進めていく想定である。(デジタル庁)
 - 了解した。(後藤省二氏)
- 標準準拠システムへの移行に当たっては、特に大規模な自治体で課題が多いものと認識している。現時点での移行状況及び遅延のある自治体の移行期限等について情報を把握していれば共有してほしい。(後藤省二氏)
 - 標準準拠システムへの移行状況については、デジタル庁ホームページで公開されている特定移行支援システムの把握状況によって確認しているものと承知している。自治体基幹業務システムの標準化においては、生活保護業務は相対的に遅延が限定的であるが、都道府県を中心に遅延が発生しているものと認識している。(庄司昌彦氏)
 - 本件検討に当たっては、すべての自治体が期限内に移行できることが非常に重要であるため、十分な支援が必要である。(後藤省二氏)
 - 承知した。(アビーム)
- 資料1「第1回生活保護システム等標準化検討会 事務局資料」P.9「令和8年度の検討課題」に関して、No.3「自治体の標準化移行支援の検討」については改版時期が記載されていない。本論点については、意見照会等の結果を踏まえ、検討会及びWTにおける論点とするかについても事務局にて検討を行う認識でよいか。(横浜市)
 - 認識のとおり。本論点では支援施策の必要性を含めての検討を想定しているため、スケジュールについて明記していない。必要に応じて本論点についても意見をお寄せいただきたい。(アビーム)
 - 了解した。(横浜市)
- 資料1「第1回生活保護システム等標準化検討会 事務局資料」P.9「令和8年度の検討課題」に関して、No.4「業務効率化・改善コンセプトの実現に向けた標準仕様書への反映に関する検討」にて対人援助へのシフトについて記載されている

が、当該記載はP.12の外部ツールの活用に関連するものと理解した。現場ではIoTの利活用に関する議論が進んでいると認識しているが、WTでの議論に当たっては、IoTは事務的な範囲での利活用に関する議論に留める想定であるか。(厚生労働省大臣官房情報化担当参事官室)

→ 本WTでは、外部サービスのうちどのツールを活用するべきかについても検討内容に含まれるものと認識している。そのため、IoTの利活用を検討内容に含めるかについても改めてWTにて議論する方針とさせていただきたい。(アビーム)

→ 了解した。(厚生労働省大臣官房情報化担当参事官室)

- 資料1「第1回生活保護システム等標準化検討会 事務局資料」 P.12「今年度の未来の業務のあり方WTの位置づけ」に関して、「今後の標準準拠システムへの機能追加は法制度改正等へ対応するために必要な最低限」と記載されている。機能追加以外の手法による課題解決の可能性もあると考えられるところ、法制度改正等に関する提言・要請等について検討内容に含む想定か。(新宿区)

→ 標準化が完了したからこそ実施できる大胆な業務の見直し等、機能追加のみならず広く議論することが良いと考える。(庄司昌彦氏)

→ ご意見を踏まえて、外部サービスとの接点及び機能要件に関する議論に留まらず、業務の全体像に関して広く議論を行うことが望ましいと理解した。一方で、これまでの議論の枠組みにとらわれず広く議論することを排除する趣旨ではないが、本検討会については、デジタル技術を活用した業務効率化・改善を含め、現状の法制度を基にした議論を行う想定である。なお、最終的な成果物として標準仕様書の改定案のとりまとめを実施する予定であるが、生成AI等の外部サービス利用を拡大したケースワーク業務のあり方の検討結果についても一定のとりまとめを行う想定である。(アビーム)

→ 了解した。(新宿区)

- 資料1「第1回生活保護システム等標準化検討会 事務局資料」 P.13「未来の業務のあり方WT(ワーキングチーム)の進め方」に関して、生活保護業務における生成AIの利活用が検討範囲に含まれているものと理解した。生成AIの利活用に関する議論は他の自治体基幹業務システムの標準化においては見受けられず、生活保護業務独自の論点である。検討にあたっては、生活保護業務に関する法令、通知及び問答集等の情報が生成AIに学習されていることが前提となるが、その内容が他制度・法令等と齟齬が生じない最新の内容かについては十分に確認する必要があると考える。また、生成AIに学習させる生活保護業務に関する法令、通知及び問答集等の情報について、特定の企業の出版物を活用する場合には、著作権等の権利関係の整理が必要である点についても留意してほしい。生活保護業務の現場において、法令、通知及び問答集等における自治体間・職員間で解釈の違いを懸念していたため、本論点に関する議論によって当該懸念が解消されることを期待している。(後藤省二氏)

→ 承知した。(アビーム)

- 資料1「第1回生活保護システム等標準化検討会 事務局資料」 P.13「今年度の未来の業務のあり方WTの位置づけ」において成果物として標準仕様書改定案が記載されており、機能追加を議論内容に含めているものと理解した。本WTにおいては生成AI等の外部サービス利用を拡大したケースワーク業務のあり方を検討するが、検討に当たっては他自治体での先行事例・導入実績の効果検証を実施することが有効であると考え。昨年度事業においてもデジタル技術利活用に関する実態把握調査を実施していたが、本年度も同様の調査を実施する想定はあるか。(新宿区)

- 外部サービス利用に関する先行事例調査は、昨年度のデジタル技術利活用に関する実態把握調査を通じて十分に情報を収集できたと認識している。そのため、原則として昨年度の調査結果を踏まえた検討を行う想定であり、情報が不足する場合には必要に応じて追加での事例収集を実施する想定である。(アビーム)
 - 追加での情報収集を実施することとなった場合には、アンケート等で広く情報収集をするものではなく、ヒアリング等で深く情報を収集できる方法を選択することが有効であると考える。(庄司昌彦氏)
 - 了解した。先行事例を基にした外部サービスの利活用による効果の分析結果は検討会等で提示される認識でよい。自治体においては外部サービス利用に当たって優先順位の検討のために費用対効果の情報が重要であると認識している。各外部サービスの費用対効果等に関する情報がどのように提供される予定か共有してほしい。(新宿区)
 - 市場で流通している外部サービスは多種多様であり、様々な特徴を有しているため、個別に費用対効果を検討することは議論が細部に及びすぎてしまうことを懸念している。そのため、本 WT においては生活保護システムの機能要件と外部サービスの接点の定義に関する検討を中心的に実施する想定である。また、必要に応じて弊社内の生成 AI 利活用チームと調整のうえ、議論に必要な情報は十分に提供する想定である。(アビーム)
 - 了解した。(新宿区)
- 検討会及び WT への参加に当たっては、十分に資料を読み込んだうえで参加したい。そのため、会議資料については早めに提示してほしい。(横浜市)
- 承知した。早い段階で資料展開を行うが、資料に修正等が生じる場合は修正箇所を案内したうえで、資料の再展開を行う。(アビーム)

以上